慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	文献とオーラルリサーチの効果的併用の一例 : 日本軍政期のジャワにおける行政官大量罷免事件の真相をめぐって
Sub Title	
Author	倉沢, 愛子(Kurasawa, Aiko)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2010
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.15 (2010. 7) ,p.20- 30
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集1: 地域研究とオーラルヒストリー
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20100700-0020

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田社会学第 15 号（2010）

文献とオーラル・リサーチの効果的併用の一例

――日本軍政期のジャワにおける行政官大量罷免事件の真相をめぐって――

倉沢　愛子

日本軍政期（1942-1945）のインドネシア史をまとめるために、オランダの国立文書館で文献収集していた時、ちょっと気がかりな統計が目に付いた。それは、ジャワ島東端にある穀倉地帯ブスキ州のある郡における異常に高い籾供出高を示す数字だった。日本軍支配下のジャワ島では、日本国内と同様に、コメの強制供出制度が実施されていた。もともとジャワの稲作は、農家の自家消費用が中心で市場化率は低かったため、強制供出制度はなかなかうまくいかず、目標額に達することはほとんどなかった。ところがブスキ州のその郡では、達成率が他州に比べて異常に高く、100%を超えていた、つまり要求されたもの以上を供出していたということが、その日本軍の秘密文書に記されていたのである。

「これは何かあるに違いない、なぜか？」という疑問から私のその調査は始まった。この州についての文献調査をさらに進めた結果、インドネシア語 *Kan Po* に掲載されている公務員の人事異動のなかで、この地域の地方行政首長がある時期に大量に「罷免」されており、それがその高い達成率を出した籾供出期の少し前であったことが判明した。しかしそれ以上のデータは出てこなかったし、当時の新聞にも、あるいは、後世の歴史書にもまったく記述がなかった。この二つの特殊な出来事は全く偶然なのだろうか、それとも両者をつなぐ何かがあったのだろうか？それを究明するにはオーラル・リサーチで補足するしかないと考え、私はインドネシアへ行き、現地のひとたちに聞き取り調査を行うことにした。さいわいなことに当時（1981 年）は、日本占領時代を知る人たちがまだ健在であった。

当初から意図していたわけではないが、この調査は、フィールドに行く前に文献で問題を狭めていき、不明な部分をインタビューによって解き明かし、さらにフィールド調査後再び文献を探索するという手順をたどることになり、それは「オーラル」と「文献」との「提携」という、歴史学研究手法の一つの典型になった。以下その二つの手法を交えながらこのジャワ島ブスキ州の歴史を解き明かしていった過程を紹介したい。

Ⅰ．日本占領期の籾供出政策

「大東亜」戦争の開始とともに、日本軍は、1942 年 3 月にジャワ島に侵攻し、オランダの植民地政権を倒してこの地を占領した。こうしてその後終戦に至るまでインドネシアは、他の東南アジア諸地域とともに日本軍の軍政下におかれることになった。開戦前の 1941 年 11 月

20 日に大本営政府連絡会議で立案された「南方占領地行政実施要領」によれば、日本軍の東南アジア占領のもっとも切実な目的は「重要国防資源の獲得」であった。なかでも米は、前線の部隊の糧秣用のみならず、日本国内や大東亜共栄圏各地の民需用としても大きな需要が見込まれていた。

「大東亜」戦争の開戦前、東南アジアは米の宝庫で、三大生産地〔ビルマ、タイ、仏領インドシナ〕から合計約 600 万トンもの米（精米）が世界各地へ輸出されていた。その大半は東南アジア地域外への輸出であったが､戦争と日本軍による占領によって輸出が困難になったため、必然的にこれらの米は大東亜共栄圏内、言い換えれば日本の経済圏のなかで消費される事になった。統計上では、大東亜共栄圏内の不足地域で計約 200 万トンが不足し、一方余剰地域では計 548 万トンの余剰があるという計算で（片桐 268-269 頁）､圏内全域としては差し引き約 230 万トンもの余剰がでるはずであった。

しかし現実には、戦争末期になってくると各地で米の不足による食糧危機が発生し、ヴェトナム北部のように大規模な餓死者を出す地域も出てきた。ジャワ島でも規模は小さいが餓死者がでるようになった。

東南アジア各地で大規模な食糧不足を生じさせた理由としては以下のような要因が考えられる。ひとつには、従来大きな生産力を持っていた東南アジアの農村において、そもそも生産量そのものが減少した事である。これは、天候などの問題もあるものの、それにもまして大きな原因としては、軍政当局が一方で大規模な増産政策を推進したにもかかわらず、他方ではその生産を妨げるような政策や状況（労働力の徴発、籾の強制供出、資材不足等による灌漑設備のメンテナンスの不備）が創出され、生産の現場には大きな矛盾が生じていたことによると思われる。さらに輸送手段の不足により、流通がスムーズに行かなかったという問題もある。

そのような中でジャワはどのような状態だったのであろうか。戦前のジャワ島の米生産は、かろうじて自給が可能で、ごく一部を国内の他の地域や外国へ販売していた程度であった。にもかかわらず、ジャワ島は、日本軍占領地では最も東に位置する米の生産地であったため、島内のみならず、南太平洋海域の前線への供給地としても期待されていた。

日本軍は一定量の米を確保するために、農民が生産高の一定割合（その地域の生産力によって異なる）を軍政当局が定めた公定価格で、当局に売り渡すことを義務付ける籾供出制度を導入した。供出量は、その州の生産能力によって異なり、一般にコメどころといわれる豊かな地域では割合が高く、貧しい地域では低かった。表１は、敗戦後オランダに接収され、オランダの文書館に保管されている日本軍の極秘資料をもとに、各州ごとの供出割り当てを生産高に対する割合で示したものである[1)]。

表１ 供出割り当て率

	1943 年 4 月―1944 年 3 月	1944 年 4 月―1945 年 3 月
バンテン	13.5%	22.3%

ジャカルタ	41.6	39.8
ボゴール	15.2	17.6
プリアンガン	5.1	10.7
チレボン	21.4	15.1
スマラン	15.6	18.0
ペカロンガン	15.7	16.4
パティ	12.4	9.4
バニュマス	16.2	17.5
ケドゥ	8.8	11.0
ジョクジャカルタ	5.8	6.6
スラカルタ	7.0	10.3
スラバヤ	15.7	26.4
ボジョネゴロ	3.4	9.7
マディウン	7.9	11.8
クディリ	16.5	23.0
マラン	26.4	29.6
ブスキ	44.0	54.7
マドゥラ	-	-
全ジャワ	18.3	21.2

（出典：「軍政下におけるジャワ・マヅラの食糧事情と其の対策」）

その集荷のための機構が村内に作られ、村長ら村落の支配者達がそれを請け負った。日本軍の指示に基づいて、それらの籾を買い付け、精米する官製組織として精米業組合が作られ、既存の精米所はすべてこの組合のメンバーに成る事を強制された。精米所が籾を買い付けるときの価格も、精米手数料もすべて公定価格で定められており、彼らはビジネスを禁じられて、単なる軍政の下部機関として機能した。

精米された米は食糧管理局の指示に基づいて指定の場所へ搬送される。その米は、米の生産が需要を満たしていないような地域では民需用として域内の消費にまわすために米穀卸売り組合加盟の業者に販売され、さらにそこから住民への配給のために小売店や隣組にまわされた。一方、余剰米があると見なされた地域では、「余剰分」を食糧管理局へ引き渡し、その一部が軍需用に、残りが民需用として不足地域へまわされた。

戦前、商品化されていたジャワの米は、全生産高の 25%程度であったが（van der Giesen p.7）その大部分は、ごく一部の富農層のもとからでているものであって、大多数の農民は自家消費用に細々と水田耕作をしていたに過ぎない。しかるに、軍政期には米の余剰地域では、余剰米のない貧農も、富農と同じパーセンテージの籾を強制的に供出しなければならなくなった。つ

まり自家消費分を削ってでも供出しなければならない場合がしばしばあったのである。米の購入はすべて配給制で、自由に市場で売買することが許されていなかった。しかも配給は都市部においてしか実施されなかったため、農村地区の住民はたとえ現金があったとしても不足分を買い戻す事もできなかった。その結果深刻な食糧不足と、それに起因する栄養欠如状態が生じていたのである。

戦後オランダに捕獲された日本軍の秘密文書のなかで、1944 年／45 年のジャワ島の死亡率は出生率を上回っていた事を立証するデータがあったが、その多くは食糧不足による栄養状態の悪化が直接間接の死因になっていたと推定される（倉沢 177 頁）。

そのような過酷な供出政策であったので、実際に要求された量を供出することができる農家は少なく、日本軍当局が確保できた米は充分ではなかった。そのような状況を考えると上記のように、ブスキ州の一部の地域における供出達成率が 100%以上であったという事は、異常な事態であった。

Ⅱ．ブスキ州における籾供出

ブスキ州は、ジャワ島の東端、バリ島の対岸にある州で（地図参照）、ボンドウォソ、パナルカン（現在はシトゥボンド。本稿でとりあげる事件はこの県で発生した。）、バニュワンギ、ジェンベルの四県から成っている。入手可能なもっとも時代の近いデータ（1930 年国勢調査）によると、州の人口は、2,078,016 人。住民はジャワ人が中心であるが、マドゥラ島からのマドゥラ人（言語も文化も異なる別個のエスニック・グループである）移民も多く、文化的には多様であった。

この州はジャワ島有数の穀倉地帯で、戦前（1940 年）の籾生産高は、691,500 トンであった。（「ジャワ稲作農業ニ就イテ」）仮に人口増がなかったとして[2)] 1930 年の人口を使って計算すると、人口一人あたりの年間籾生産高（推定）は、333 キロで、これは チレボン州（345 キロ）に次いで全国二位であった。ジャワの平均生産高は一人当たり 216 キロであったので、ブスキは、かなり余剰米があった地域である。

ブスキ州は米のみならず、煙草（ジャワのタバコ輸出の 25%がブスキ州から）、ゴム、砂糖（当時ジャワ全体で 44 ある大きな糖業プランテーションのうちの 5 つがあった）コーヒーなどの輸出用商業用作物もジャワ島有数の生産地であった。つまり農業生産という点では非常に豊かな地域だったのである。

表 1 でみたように、供出割当率、つまり生産高のうち供出しなければならないパーセンテージは州によって大きく異なり、一般に人口一人当たりの生産高が高い州においては高かった。米どころのブスキ州の場合 1943－44 年は 44%（全島平均は 18.3%）1944－45 年は 54.7%（全島平均は 21.2%）で、どの州よりも高かった。全島平均と比べて二倍以上、もっとも低いジョクジャカルタ州（それぞれ 5.8%と 6.6%）などと比べるとはるかに高い。

次に、課せられた供出額のうちどのくらいを実際に供出できたか（供出達成率）を見ると表

２のようであった。

表２　供出達成率

	全国平均	ブスキ州全体	シトゥボンド郡
1943－1944 年	90.9%	95.9%	
1944－1945 年	70.5%	75.2%	108.7%

（出典：「軍政下におけるジャワ・マヅラの食糧事情と其の対策」
シトゥボンド郡に関してはオランダ国立文書館所蔵の参与会議資料）

もともとの供出割り当てが低い州においては、おしなべて達成率が高かった。たとえば、1944－1945 年に割り当て高が 6.6%であったジョクジャカルタでは 90.7%、同じく 9.7%であったボジョネゴロ州では 96.7%などである。反対に供出割り当てが高い州ではおしなべて達成率は低かった。たとえば、1944－45 年の場合、同じく米どころのジャカルタ州（供出割り当て率は 39.8%）は 46.7%であった。ブスキ州は全体としては全国平均を少し上回る程度であるが、穀倉地帯のなかでは高い方であったといえよう。

とりわけパナルカン県のシトゥボンド郡だけを見ると異常に高く、100%を超えている。つまり義務として求められた以上の量を当局に安い公定価格で売り渡しているのである。シトゥボンド郡内の各村別の達成率は次のとおりである。

シトゥボンド郡内の村別達成率　（1944 年 4－10 月）

シトゥボンド村	162.4%
パンジ村	111.1%
カボンガン村	90.8%
マンガラン村	103.8%

（出典：オランダ国立文書館所蔵の参与会議資料）

一体シトゥボンド郡のこの高い供出達成率の背後に何があったのであろうか？

Ⅲ．パナルカン県行政官の大量罷免

高い供出達成率の背後に何があったのかを探るために、日本軍政下のブスキ州、とりわけパナルカン県の状況を、入手可能な限りの文献を使って調べていたところ、1944 年 5 月から 7 月にかけて、同県で、県長を含む 16 名（県長１名、郡長４名、村長 10 名）の地方行政首長が罷免されたという事実が *Kan Po* に記載されていることが分かった（資料１参照）。*Kan Po* というのは、日本語の「官報」をそのままローマ字化したものであるが、毎月二回ずつ軍政監部から発行され、法令、軍司令官や軍政監らの訓示、官吏の人事異動などをインドネシア語で掲

載したものである。

この 16 名の行政官は、少しずつ異なる日付で罷免され、その理由としては「職務規律違反」と記載されている。異常に高い供出達成率と、一つの地域でこのように大量の行政官が短期間に罷免されたという事実が、まったく偶然とは思えなかったため、文献に残っていない「史実」を探し出すために、パナルカン県に赴いてインタビュー調査を行なうことにした。

調査は 1981 年 3 月から 4 月にかけてブスキ州各地で実施し、その結果以下のようなことが判明した。罷免された行政首長達は、罷免以前に 1943 年末から 1944 年前半にかけて突然憲兵隊に連行され、そのまま行方不明になっていた。逮捕は一人一人別個に行われた。16 名のなかでまず最初に逮捕されたのは、もっとも地位の低い村長クラスであった。次に郡長、最後に県長へと及んだ。逮捕は常に夜間、隣県のバニュワンギから来た憲兵隊によって行われた。

当時パナルカン県長の秘書をしていたスビアントによれば、村長や郡長が逮捕されるとそのつど当該村や郡の職員から彼のもとへ電話が入ったが、そのようなとき彼らは恐れて「逮捕された」という表現を使わずに、「訓練に連れて行かれた」という表現を使ったという。当時「訓練」ということばはパナルカン地方の人たちの間ではほとんど「逮捕」と同義語に使われていたという。逮捕については、新聞、*Kan Po* 等を含めいっさい公表されなかった。

Kan Po に記載がないが、同じくこの時期に連行された村長がさらに 2 名おり、計 18 名の行政官が逮捕されていた。これはパナルカン県下の郡長全員、村長の大部分に相当する。副県長のみが難を逃れ、彼はその後 1944 年 5 月に隣県ジェンベルの県長に昇格した。

18 人の行政官のほかに、さらに 20 名（元郡長 2 名。政府役人 11 名、区長 2 名、小学校教師 1 名、ホテル経営者 1 名、華僑の有力者 2 名その他）が同様の手口で逮捕された。逮捕理由も逮捕後の運命も不明であった。ただ前述のように 1944 年 5 月 10 日から 7 月 31 日までの間に、16 人の罷免が *Kan Po*（43，45，46 号）で発表されただけである。それは実際の逮捕よりも数カ月あとのことであり、それまでの間それらのポストは実質的に空席になっていたものと思われる。表 3 は、その犠牲者名簿と罷免の日時である。

表３　逮捕された役人とその逮捕日

パナルカン県長	６月１０日
パナルカン郡長	６月２８日
クンディット村長	６月１０日
パナルカン村長	６月１０日
シトゥボンド郡長	６月２８日
シトゥボンド村長	６月１０日
マンガラン村長	５月１０日
カボンガン村長	６月１０日
パンジ村長	逮捕されたが、*Kan Po* に記載なし

スンブルワル郡長	６月２８日
バニュプティ村長	６月２８日
アルジャサ村長	６月２８日
ジャンカル村長	６月１０日
アセムバグス村長	逮捕されたが、*Kan Po* に記載なし
ブスキ郡長	７月３１日
ブスキ村長	７月２８日
スバ村長	７月２８日
ムランディンガン村長	７月２８日

Kan Po（43，45，46 号）ならびにインタビューで得られたデータを基に作成

県長は、まず 5 月 24 日に停職になり、その後 6 月 10 日に罷免された。ブスキ郡長は、5 月 24 日にボンドウォソ県のウォノサリ郡長に転任になり、その後 7 月 31 日に罷免された。

Ⅳ. 憲兵隊からのアプローチ

インドネシアにおけるインタビュー調査に続いて、日本で憲兵隊関係者からの聞き取りを行った。ブスキ州に配属されていた憲兵隊員のうち、筆者の調査時に生存していて所在が掴めたのは、ボンドウォソ分遣隊員の小方昇だけであった。彼自身はバニュワンギ分遣隊が、パナルカン県長を逮捕した事は聞いていたが、他にもこれほど多くの行政官が逮捕されていたことは全く知らなかった。しかも彼はパナルカン県長の直接の逮捕容疑が何であったのかは知らないという事であったが､次のような事実を覚えていた｡ある晩パナルカン県長が海岸で車を止め、海に向かってヘッドライトを照らしていたという噂があった。当時連合軍のスパイがその海域に出没しており、その一人がその直後に海岸へ上陸したことがあったので、そのような行動をとった県長への疑惑が強まった。

パナルカン県は、ジェンベル分隊の直轄下にあった。分隊の下に分遣隊があり、たとえばバニュワンギ県やボンドウォソ県にはそれが置かれていたが、パナルカン県にはなかった。つまりパナルカン県内には憲兵隊は駐屯してはおらず、ジェンベル分隊の直接の管轄下にあるわけで、バニュワンギ分遣隊の管轄下にはなかった。そのため、なぜバニュワンギの憲兵隊がパナルカンの県長を逮捕するのかと小方は不信に思ったが、充分な情報がなかったのでそのまま追求しなかったという。また小方によれば、バニュワンギ分遣隊のサネマツ軍曹が終戦後ＢＣ級戦犯としてバタヴィア法廷で裁かれ処刑されているが、直接の容疑が何であったのかは知らないということであった[3)]。

どうやら、少なくともパナルカン県長はスパイ容疑であったらしいということであった。そこで再びこれを裏付ける文書を探す作業を始めた。その結果“Survey of all anti-Japanese activities within the islands of Java”（ジャワにおける反日転覆活動）と題する憲兵隊資料

（1944 年 2 月）が見つかった。ホランディアで敗退した日本軍から接収し、連合軍側で英訳した文書が、オランダ国立文書館に所蔵されていたのである（蘭印政庁官房長官文書 AS-I XIV-5)。

その中に「バニュワンギ県で、オランダ人元行政官を長とする「原住民」官吏たちの反日地下組織が 1943 年に発覚し 111 名が逮捕された」という記述があった。この事件がこのパナルカン県での一連の逮捕と関係があるかどうかは不明であるが、すぐ隣県でのできごとである。逮捕の時期は 1943 年末から 1944 年はじめにかけてであるので、ほぼ一致する。パナルカンの行政官を逮捕したのが憲兵隊のバニュワンギ分遣隊だったため、「バニュワンギ県で」という表現で記録したか、あるいは活動していた場所がバニュワンギであった可能性も有る。しかし、確実なことはわからない。

この被害者たちがどういう運命をたどったのかがようやく判明したのは、戦後 1949 年になってからである。スラバヤで刊行されていたオランダ語新聞 *De Vrije Pres*1949 年 9 月 1 日付のが「処刑されたインドネシア人官吏たち――動揺をもたらした事件の真相“Geexecuted Indonesiche Ambtenaaren: Klaarheid in Geruchtmakende Affaire ”」と題する記事を掲載しその中で、彼らの運命について明らかにしている。これはオランダ領東インド殺人犯罪部門が実施した調査の結果を報じたもので、それによれば、18 名の行政官は 20 名の民間人とともにバニュワンギにしばらく拘留されたのち、スラバヤで裁判を受け、1944 年 11 月に死刑判決を受けたという。そして 12 月 3 日に東部ジャワ東海岸のボジョネゴロ州の森林で処刑されたということが、彼らをボジョネゴロの処刑場まで運んだという運転手の証言によって明らかになった。

しかしデータがあまりにも少ないためか、残念ながら今日に至るまでこの事件がインドネシアの歴史書に記録されているのを私はいまだに見たことがない。インドネシアの歴史教科書にも記載されていない。単純にこれまで「どの研究者も触れなかった」ためであると思われる。

後記

さて、この調査の原点となった問い、つまりブスキ州行政官の大量逮捕･虐殺事件と、異常に高い籾の供出達成率との間にはどのような相関関係があったのだろうか、という疑問に戻ってみよう。一つの推定は、その事件が残された行政官や村役人達に恐怖感を与え、後任の者たちが、必要以上に日本軍に協力的になったのではないかというものである。この推定は、そのあとに残った役人たちを探し出して聞き取りをすればある程度確認可能であったと思われる。しかし、その当時（1981 年)、パナルカン周辺で日本軍政時代にある程度の地位に就いていた人を探し出して話を聞くことは一般的にかなり困難な作業であった。今思えば表面には出ないが、なんとない対日不信が根強くあったのである。

この事件について初めて情報を提供してくれたのは、殺害されたパナルカン県長の秘書であったスビアントロ氏であるが、彼との面談はあらゆる意味で衝撃的なものだった。まさか彼が

このようなクルーシャルな話をしてくれるとは知らずに、ただ日本軍政時代に行政官であった人ということで、アポイントをとって、自宅へ訪問したが、前のインタビューが長引いて、私は 30 分ほど遅刻してしまった。大量逮捕事件という深刻な問題を全く知らなかった私には、いささか緊張が欠けていたのであろう。さらにまた、インドネシア社会では、「ジャム・カレット（ゴム時間　伸び縮みする自由な時間、の意）」と呼ばれるのどかな時間の概念がまだあちこちに生きていて、ふつう 30 分くらいの遅れは遅れに入らないという時代だったこともあるだろう。ともかくそれほど罪悪感なしに、門戸をたたいた私に、スビアントロ氏は、眉をピクピクさせながら顔面蒼白の状態で、罵声をあびせかけてきた。たとえ内面に怒りを抱えていてもそれをめったに顔に出さないジャワ人としては極めて異例なことであった。かなり興奮していて何を言っていたのかよくわからなかったが、言葉の端端に、「だから日本人は。。。」というような表現が見え隠れした。そこに何か重要なメッセージを感じ取った私は、退散せずに、低姿勢にひたすら謝り、食いついて行った。おそらく彼のほうにも実は必死で伝えたいメッセージがあったからなのだろう。やがて怒りを鎮めて私を中に招き入れてくれた。

そこで彼の口から出た話は、前述のとおりである。ただただ衝撃的であった。おそらく私との面会が決まってからその瞬間まで、彼の脳裏には、当時の恐怖に満ちたつらい記憶が次々とよみがえり、徐々に怒りがふくらんでいったのであろう。おそらく戦後初めて向き合う日本人にどのようにこの問題を伝えようかとあれこれ思いを巡らしていたに違いない。そこへ、何のくったくもない表情で、しかも 30 分遅れてやってきた日本の若い女性を見て、かれのストレスは最高潮になったのであろう。「知らなかったこと」だからと私は内心自己弁解したが、しかし、実は知らないでは済まされない、というのがスビアントさんの気持であったろう。

この時のインタビューの重さのゆえに、当時大学院生であった私にとって、この問題に関して聞き取りをさらに続けることは、あまりにも抵抗が大きかった。その時に研究者として対象を客観化し、冷徹な調査を続けていれば「事実」が判明したかもしれない。それができなかったことは歴史研究の進展という観点からは残念であるが、今のような図太さを身につける前の人間的な自分の姿がまだそこにあったのだと自分を慰めている。社会科学の研究の方法論の根底を色々と考えさてくれるきっかけとなったトピックであったと思っている。

【註】

1）とはいえ、実際にはこのパーセント以上のものが徴発されていたケースも多かったようである。十分な量を確保できない場合を恐れて、各行政単位ごとに上から言い渡されたより多い量を管轄下の地域に割り当てることが多かったと関係者は証言している。またいったん集めた米を島外に船で出荷した際、船が潜水艦攻撃などに遭って積み荷が失われ、再度農民たちから不足分を集めたりしたという証言もある。

2）実際にはかなり人口増加があったと思われるが、1930-1940 の人口増加率は不明である。ちなみに

1920-1930 のブスキ州の人口増加率は 7.5%で、これはジャワ島で最高であった。それは移民として流入したものが多いためといわれている。

3) 全国憲友会編『日本憲兵正史』(1979 年) によれば、ＢＣ級戦犯を裁いたバタヴィア法廷では憲兵 199 名が起訴され、そのうち 48 名に死刑判決が出ている。同書はパナルカンの事件には触れていない。サネマツ軍曹の戦犯裁判の記録に関しては、現在国立公文書館で整理中のＢＣ級戦犯裁判資料が公開されれば新たな事実が判明する可能性がある。

【文献】

《刊行物》

・片柳眞吉『日本戦時食糧政策』伊藤書店 1942 年

・倉沢愛子『日本占領下ジャワ農村の社会変容』草思社 1992 年

・全国憲友会編『日本憲兵正史』1979 年

・Nawiyanto, *The Rising Sun in a Javanese Rice Granary: Change and the Impact of Japanese Occupation on the Agricultural Economy of Besuki Residency, 1942-1945*, Yogyakarta: Galang Press 2005

・Tan Tjong Yan, "De Rijstpellerijen in Midden Java gedurende de Japansche Besetting, *Economische Weekblad voor Nederlandsch Indie,* Vol.12, No.21 Aug, 1946

・De Vrije Pres 1949 年 9 月 1 日付けの "Geexecuted Indonesiche Ambtenaaren: Klaarheid in Geruchtmakende Affaire "(処刑されたインドネシア人官吏たち：動揺をもたらした事件の真相)

Van der Giesen, *Rice Culture in Java and Madura*, Bogor: Chuo Noji Shikenjo, 1943

《一次資料》

・南方軍政総監部「軍政下におけるジャワ・マヅラの食糧事情と其の対策」1943 年 10 月（防衛庁防衛研究所戦史室所蔵）

・南方軍政総監部「ジャワ稲作農業ニ就イテ」1943 年 10 月（防衛庁防衛研究所所蔵）

・Sanjo Kaigi Zimushitsu（参与会議事務室） 籾供出に関する各種インドネシア語資料（オランダ国立文書館所蔵　AS-I XXV-26）

・"Kort overzicht van den Kempei-Tai Organisatie en de politie gedurende de besetting,Java" Batavia Dec. 20 1946 （オランダ国防省文書館所蔵　GG-8 36944-1946）

・Nefis Periodiek No.1　Chap III　Economisch-technische Intelligence（オランダ国立文書館所蔵 PG-III-195）

・Jawa Gunseikanbu edit. *Kan Po*, No.43 (1944 年 5 月 25 日) No.45（1944 年 6 月 25 日） No.46（1944 年 7 月 10 日）(龍渓書舎から復刻版　1989)

・鈴木竜夫（チレボン州食糧課長）「米の供出・増産に関する覚書」（メモ）

《インタビュー》

小方昇（ボンドウォソ憲兵分遣隊員　1983 年 8 月 12 日　厚木にて）

スビアントロ（パナルカン県長秘書　1981 年 4 月 8 日　ジェンベル市にて）

（くらさわ　あいこ　慶應義塾大学経済学部）